

奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）第十一条第二項に規定する奈良県社会教育センターの研修施設の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

施設名	利用料金				
	午前 （午前九時から正午まで）	午後 （午後一時から午後五時まで）	午前・午後 （午前九時から午後五時まで）	夜間 （午後六時から午後九時まで）	午後・夜間 （午後一時から午後九時まで）
大研修室	四、五二〇円	六、二七〇円	一〇、六九〇円	四、五二〇円	一三、七八〇円
中研修室 A	一、九五〇円	二、四六〇円	四、三二〇円	一、九五〇円	五、四五〇円
中研修室 B	一、九五〇円	二、四六〇円	四、三二〇円	一、九五〇円	五、四五〇円
小研修室 A	一、一三〇円	一、一三〇円	二、三六〇円	一、一三〇円	二、五七〇円
小研修室 B	一、一三〇円	一、一三〇円	二、三六〇円	一、一三〇円	二、五七〇円

多目的ホール (体育館)	調理研修室	工作研修室	美術研修室	音楽研修室	和室	視聴覚室	スタジオ	会議室
五、五五〇円	二、三六〇円	二、四六〇円	二、一六〇円	一、九五〇円	二、二六〇円	五、二四〇円	二、六七〇円	一、九五〇円
七、四〇〇円	二、九八〇円	三、〇八〇円	二、七七〇円	二、四六〇円	二、八八〇円	六、九九〇円	三、七〇〇円	二、四六〇円
一二、八五〇円	五、二四〇円	五、四五〇円	四、八三〇円	四、三二〇円	五、〇四〇円	一二、一三〇円	六、二七〇円	四、三二〇円
五、五五〇円	二、三六〇円	二、四六〇円	二、一六〇円	一、九五〇円	二、二六〇円	五、二四〇円	二、六七〇円	一、九五〇円
一二、八五〇円	五、二四〇円	五、四五〇円	四、八三〇円	四、三二〇円	五、〇四〇円	一二、一三〇円	六、二七〇円	四、三二〇円
一六、三五〇円	六、九九〇円	七、三〇〇円	六、三七〇円	五、四五〇円	六、〇六〇円	一五、七三〇円	八、二二〇円	五、四五〇円